

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2) 。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は平成19年 (2007年) 1月、捏造を理由に「発掘!あるある大事典II」を打ち切ったが、同番組の平成17年 (2005年) 10月23日放送の、タレントの故・志村けんさんのコーナーで「脳を元気にするサトイモ」と題して、今回の誤情報を発信していた (甲3) 。ロケ地は愛媛県四国中央市であった。当地は、中西さんが特別招待された史上初のさといもサミット (福井県大野市) の第2回開催地でもある。田島眞元学長・名誉教授 (実践女子大学) が解説を行ったが、なぜ「ガラクトタンは脳の神経細胞の材料になる」かその作用機序については全く不見当であった。しかし、放送当日の朝、ウィキペディア日本語版の項目「ガラクトース」に「別名脳糖ともいい」が書き込まれ、この情報が関係者の「ガラクトタン (多糖) 」と「ガラクトース (単糖) 」の誤認混同を生じさせた。同項目の訂正 (脳糖の記述を削除) は平成28年 (2016年) 7月10日、中西さんと親交のある佐藤正資教授 (香川大学) が行った (甲5) 。原告は、訂正活動への協力を被告に要請したが、一切回答しなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1 : 脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2 : 脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3 : 動画ファイル (.mp4) 「発掘!あるある大事典II」 (2005年10月23日) 甲4 : パンフレット「第1回全国里芋産地交流会」 (2014年10月12日・13日) 甲5 : 佐藤正資教授 (香川大学) からのメール (2016年7月10日)</p>